

栃木県地域密着型サービス外部評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)が、自ら提供する介護サービスの質の評価(以下「自己評価」という。)を行うとともに、定期的に外部の者による評価(以下「外部評価」という。)を受け、それらの結果等を公表することについて、必要な事項を定める。

(自己評価及び外部評価)

第2条 自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定するものであり、外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものである。

(自己評価及び外部評価の頻度)

第3条 事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができることとする。

この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

- (1) 別紙3「自己評価及び外部評価結果」及び別紙4「目標達成計画」を市町村に提出していること。
- (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が過去1年間に6回以上出席していること。
- (4) 別紙3「自己評価及び外部評価結果」のうち、以下の外部評価項目すべてについて実践状況(外部評価)が適切であるとの評価が得られていること。
 - ・ 2「事業所と地域とのつきあい」
 - ・ 3「運営推進会議を活かした取り組み」
 - ・ 4「市町村との連携」
 - ・ 6「運営に関する利用者、家族等意見の反映」

3 前項の規定に基づき、外部評価の実施回数を2年に1回とする場合の手続きについては、次

のとおりとする。

- (1) 事業者は、県に対し、様式1により、当該事業所の所在する市町を経由して申請を行う。
 - (2) 市町長は、(1)の申請内容を確認の上、様式2により、同意に関する書類を県に提出する。
 - (3) 県は、事業者から提出を受けた申請書及び同意に関する書類の内容を確認し、実施回数の適用についての可否を決定し、事業所あて様式3により通知する。併せて、評価機関及び市町に対して決定の結果を通知する。
- 4 新規に開設する事業所については、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価の実施及び結果の公表を行うものとする。

(自己評価の実施)

第4条 事業者は、別紙1の自己評価項目により自ら提供するサービス等について、評価を行うものとする。評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施するものとする。

(評価機関)

第5条 外部評価は、県が選定した評価機関が行うものとし、評価機関の具体的な要件及び選定手続きについては、別に定める。

- 2 評価機関は、外部評価を行う際の外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）について、別紙2を参考に定めるものとする。

(外部評価の構成)

第6条 外部評価は、複数の評価調査員により実施された次に掲げる調査の結果を総合した上で、評価機関が評価結果を決定することにより行うものとする。

(1) 書面調査

ア 自己評価調査

外部評価を受ける事業所から、直近の自己評価結果について記した文書（別紙3「自己評価及び外部評価結果」（外部評価に係る記入欄を除く。））の送付を受けることにより行う。

イ 現況調査

外部評価を受ける事業所から、次の文書の送付を受けることにより実施する。

- (ア) 事業所の運営概要が分かる書類
- (イ) 事業所のサービス提供概要が分かる書類
- (ウ) 家族アンケート（別紙5）
- (エ) 事業所の運営及びサービス提供等に係る文書

(2) 訪問調査

ア 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、別紙3の外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。

イ 訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査

を行う。

ウ 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

エ 緊急を要する事項（明らかな基準省令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は評価機関を通じて関係市町に通報するなど、適切な対応を行うものとする。

（外部評価の実施等）

第7条 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。

2 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。

3 評価機関は、実施要領及び事業者と締結した評価業務委託契約に基づき、外部評価を実施するものとする。

4 評価機関は、外部評価を実施するにあたって、「介護サービス情報の公表」制度の基本情報項目を活用して事業者の情報把握を行うものとする。

（評価結果の公開）

第8条 評価機関は、第6条に定める調査を実施した場合は、速やかに評価を確定し、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するため、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、自己評価及び外部評価の結果等を別紙3「自己評価及び外部評価結果」及び別紙4「目標達成計画」により公開するものとする。

2 事業者は、外部評価の結果を利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。

また、事業所内の見やすい場所に掲示するほか、利用者又は入居者の家族に送付等を行うとともに、指定を受けた市町村に対し、評価結果を提出するものとする。

なお、自ら設置する運営推進会議においては、別紙6「サービス評価の実施と活用状況（振り返り）」を作成の上、外部評価の結果と併せて説明するものとする。

3 市町は、当該サービスを利用の希望する者による事業所の選択に資するため、事業所から提出された評価結果を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うこととする。

（報告）

第9条 評価機関は、評価を実施した事業所、評価調査員、事業者、評価結果等について、評価が確定した翌月末日までに別紙7により速やかに県に報告するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年2月28日から施行する。

2 栃木県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱（平成17年4月1日施行）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

- 3 この要綱の施行の際、その評価結果が公表されていない旧要綱に基づく外部評価については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第3条2項の規定にかかわらず、平成18年4月1日から6月1日までに開設した事業所については、平成19年6月30日までに外部評価の実施及び結果の公表を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月14日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、その評価結果が公表されていない改正前要綱に基づく外部評価については、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、その評価結果が公表されていない改正前要綱に基づく外部評価については、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。
- 3 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第72条第2項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）第65条第2項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、この要綱の施行の際、既に評価機関との間で平成27年度の外部評価に係る契約と締結している場合には、平成27年度に限り、なお従前の要綱に基づく外部評価を実施した上で、当該評価結果を運営推進会議に報告し公表することによりこの要綱により実施したものとみなすことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元（2019）年5月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、その評価結果が公表されていない改正前要綱に基づく外部評価については、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。